

平成25年2月20日

一般社団法人 金融先物取引業協会

## 会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

### 記

1. 処分を受けた協会員名  
GMOクリック証券株式会社

2. 処分内容  
過怠金500万円

### 3. 処分理由

同社は、平成22年に証券取引等監視委員会が実施した検査において、システムリスク管理態勢の不備について指摘を受け、その改善策を策定しているものの、経営陣の認識の甘さに起因して、改善策の有効性を確認するプロセスや改善策の進捗管理の態勢が未整備となっていることから、以下のような問題点が認められるなど、依然として、システムリスク管理態勢に不備が認められた。

- ① 検査指摘を踏まえ社内規程の整備を図っていたものの、全社的な課題認識の徹底や進捗管理等がなされていなかったため、規程の実効性を確保する上で必要となる業務マニュアルやルールの整備に漏れが生じており、これら業務マニュアルやルールの未整備等に起因し、多数の顧客に影響を及ぼすシステム障害事例や、障害復旧が遅延した事例が発生しているほか、その後もシステム障害が継続して発生していた。
- ② 当社のコンティンジェンシープランは、平時のシステム障害の発生のみを想定したものとなっていたが、災害や事故を想定したコンティンジェンシープラン策定に関して明確なスケジュールを立てておらず、経営陣による改善に向けた進捗管理ができていなかったことから、当該プランの策定予定が今年度となっているなど、取組みに著しい遅れが認められた。
- ③ 担当役員は、システム障害の全体的な発生状況や原因等にかかる分析結果について、取締役会等に報告することとしていたが、報告を一時中断し、他の経営陣も報告が行われていないことに気づいていなかったなど、改善に向けたプロジェクト管理が不十分となっている。
- ④ 誤った障害報告基準を運用していたことから、当局あての障害発生等報告書について報告漏れが発生している。

また、同社は、インターネット専業で外国為替証拠金取引等を行う金融商品取引業者とし

て、障害発生時の適切な対応を含め、システムリスク管理について十分な態勢を整備することが求められるが、上記のとおり、経営陣を含めた全社的な取組みが不十分と認められることから、システムリスク管理態勢全般にかかる実効性のある改善策を策定したうえで、これを確実に実施することが必要であると認められた。

同社の行った違反行為は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に該当することにより同法に違反し、並びに金融先物取引業務取扱規則第3条及び金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則第3条に違反するものであり、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

#### 4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上